

イリーゼ恵庭定期巡回・随時対応型訪問介護看護センター 運営規程

(事業の目的)

- 第 1 条 株式会社HITOWAが開設する イリーゼ恵庭定期巡回・随時対応型訪問介護看護センター(以下「事業所」という。)が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することで利用者の自立を支援することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第 2 条 事業所の訪問介護員等は、要介護状態にある高齢者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。また、利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉・居宅サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、「恵庭市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----|----------------------------|
| 一 | 名称 | イリーゼ恵庭定期巡回・随時対応型訪問介護看護センター |
| 二 | 所在地 | 北海道恵庭市相生町1丁目8番1号 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | | | |
|---|---------|-------|---|
| 一 | 管理者 | 1 名 | 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業に関する法令等の 規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。 |
| 二 | 計画作成責任者 | 1 名以上 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成、また計画作成に必要なアセスメントのための訪問を行う。 |
| 三 | オペレーター | 1 名以上 | サービスを提供する時間を通じて1名以上確保する。
利用申込に係る調整、利用者からの通報に対する対応とサービス調整、訪問介護員等に対する技術指導、サービス管理を行う。 |

四 訪問介護員

- ・ 定期巡回サービスを行う訪問介護員等（サービスを提供するために必要な数を確保する）
定期的な巡回により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたる。
- ・ 随時訪問サービスを提供する訪問介護員等（サービスを提供するために必要な数を確保する）
利用者からの通報によりその利用者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたる。

五 看護職員

外部の指定訪問看護事業所と連携

主治医の指示により利用者の居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 日曜日から土曜日（祝日も営業）
- 二 営業時間 24時間
- 三 サービス提供時間は24時間体制とする。
- 四 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供方法、内容）

第 6 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- 一 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく定期巡回による指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス（排泄介助、体位交換、移動・移乗の介助、その他必要な介護）
- 二 利用者からの随時の連絡に対応する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス（排泄介助、体位交換、移動・移乗の介助、その他必要な介護）
- 三 利用者又はその家族に対する相談、助言等
- 四 利用者からの随時の連絡に対する受付、相談等

（指定居宅介護支援事業者との連携等）

第 7 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者と連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別サービス計画の作成等)

- 第 8 条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別サービス計画を作成する。
また、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った個別サービス計画を作成する。
- 2 個別サービス計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、個別サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供の記録)

- 第 9 条 訪問介護員等は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録する。また、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

(指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用料等及び支払いの方法)

- 第 10 条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した場合の利用額は介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記された負担割合に応じた額とする。
- 2 次条の通常の事業実施地域を越えて行う指定期巡回・随時対応型訪問介護看護に要した公共交通機関の費用は、実施地域を越えた地点からの実費をその実額を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 通常の事業の実施地域を越えた時、超えた地点から片道1kmにつき 10円
- 3 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供をキャンセルした場合には、以下の要件のもとキャンセル料として 次の額を徴収する。
- | | | |
|---|----------------------------|----|
| 一 | 利用日の前日17:00までに事業所へ連絡があった場合 | 無料 |
| 二 | 上記以外の場合 | 無料 |
- 4 利用者から事業所への通報にかかる通信料については、専用の通信機器における通話料金は利用者の負担とする。
- 5 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることにする。

(通常の事業の実施地域)

- 第 11 条 通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。
実施地域: 恵庭市

(緊急時における対応方法)

- 第 12 条 訪問介護員等は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法)

- 第 13 条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。
- 2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処法)

- 第 14 条 事業所は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施する上で、利用者の居室への入室方法を確保するために必要に応じて利用者から合鍵を預かり、責任をもって保管・管理するものとする。
- 2 合鍵の保管・管理にあたっては、事業所の管理者をその取扱責任者と定め、紛失・盗難等の事故の無いよう所定のキーボックスに施錠管理するものとし、また、万が一紛失・盗難した際にも個人を特定できないよう合鍵には利用者名を記さず番号・イニシャル等を記すことで管理するものとする。
 - 3 利用者から合鍵を預かる際には、万が一合鍵を紛失した場合は、事業所の負担により速やかに錠前を交換する旨、及び利用者より合鍵返却の求めのあった時点又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護が終了となった時点で速やかに合鍵を返却する旨を明記した合鍵借用証書を発行するものとする。

(衛生管理対策)

- 第 15 条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、適宜、健康診断等を実施する。
- 2 事業所は、設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
 - 3 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

(感染症や災害対策)

- 第 16 条 事業所は感染症・災害対策として次の取組を実施する。
- 一 感染症の発生及びまん延等の防止のため、委員会を設置し適宜開催
 - 二 感染症及び災害対応指針を定め、各対応マニュアルによる研修の実施、対応訓練を実施
 - 2 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等を策定し、必要な研修の実施、対応訓練を実施

(身体拘束・虐待防止のための措置に関する事項)

- 第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護・身体拘束・虐待等の発生又は再発の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- 一 委員会の設置、開催、担当者の選定、委員会で検討を行った結果について従業者に周知
 - 二 指針の整備、当事業所職員に対する研修の実施
 - 三 人権の擁護・身体拘束・虐待の防止のための当事業所職員に対する研修の実施
 - 四 利用者及びそのご家族からの苦情処理体制の整備
 - 五 その他身体拘束・虐待防止のために必要な措置は高齢者虐待・身体拘束防止マニュアルに準ずる
 - 2 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急時止むを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、緊急時止むを得ず身体拘束等を行う場合には非代替性、一時性、切迫性の3つの要素をすべて満たし、検討の上、必ず個別に説明をした上で行うこととする。また、その経過及び結果を記録する。記録に関しては、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況、その理由を記録し5年間保存し、ご家族等の要求がある場合及び監督機関等の指示等がある場合には、これを開示する。要件に該当しなくなった場合には、直ちに身体拘束を解除する。

(個人情報の保護)

- 第 18 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(苦情処理)

- 第 19 条 事業の提供等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 提供した事業等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した事業等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 前3項及び4項の市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、改善の内容を報告するものとする。
- 6 提供した事業等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。
- 7 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規程により行う調査又は斡旋に協力するよう努める。

(地域との連携について)

- 第 20 条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたっては、利用者、その家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、地域包括支援センター、市町村職員等により構成される協議会(以下「介護・医療連携推進会議」という)を設置し、概ね3月に1回以上、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告するものとする。またその記録を作成し、公表するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第 21 条 事業所は、訪問介護員等の資質の向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年4回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約及び誓約書に明記する。
- 4 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社HITOWAの代表と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2026年3月1日から施行する。

この規程は、2026年6月1日から施行する。

この規程は、2026年7月1日から施行する。

イリーゼ恵庭定期巡回・随時対応型訪問介護看護センター 別紙料金表

サービス種類: 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

法定代理受領の場合は下記金額の1割から3割(但し介護保険負担割合証に準ずる)
(利用者負担の減免・公費負担等がある場合、その負担額による。)

【利用者負担額(基本料金)の算出方法】

単位数 × 地域区分別1単位の単価(円) = A(小数点以下切り捨て)

$A \times 0.9$ (※) = B(小数点以下切り捨て)

※自己負担割合1割の場合。自己負担割合2割の場合0.8、3割の場合0.7で計算

$A - B$ = 利用者負担額

※当該事業所の地域区分は下記のとおりです。

地域	地域区分	1単位あたりの 単価(円)
恵庭市	その他	10

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ)】

サービス種類	介護度	単位数/ 月 (※1)	利用料金			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ)	要介護1	5446	54,460円	5,446円	10,892円	16,338円
	要介護2	9720	97,200円	9,720円	19,440円	29,160円
	要介護3	16140	161,400円	16,140円	32,280円	48,420円
	要介護4	20417	204,170円	20,417円	40,834円	61,251円
	要介護5	24692	246,920円	24,692円	49,384円	74,076円

※1) 月途中からの利用開始又は月途中での利用終了時は、所定単位数を日割り計算して得た単位数を算定する。

【加算】

算定 に☑	種類	算定方法	単位数	利用料金			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
☑	初期加算 (利用開始した 日から起算して 30日以内)	1日につき	30	300円	30円	60円	90円
□	口腔連携強化 加算	1月につき	50	500円	50円	100円	150円

☐	総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1月につき (区分支給限度額算定対象外)	1200	12,000円	1,200円	2,400円	3,600円
☒	総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	1月につき (区分支給限度額算定対象外)	800	8,000円	800円	1,600円	2,400円
☐	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	初回の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月	100	1,000円	100円	200円	300円
☐	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	初回の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき	200	2,000円	200円	400円	600円
☐	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1月につき	90	900円	90円	180円	270円
☐	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1月につき	120	1,200円	120円	240円	360円
☒	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1月につき	750	7,500円	750円	1,500円	2,250円
☐	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1月につき	640	6,400円	640円	1,280円	1,920円
☐	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1月につき	350	3,500円	350円	700円	1,050円
☐	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イ	(介護報酬総単位数＋加算)×26.7%					

☒	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) □	(介護報酬総単位数＋加算)×27.8%
☐	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イ	(介護報酬総単位数＋加算)×24.6%
☐	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) □	(介護報酬総単位数＋加算)×25.7%
☐	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(介護報酬総単位数＋加算)×20.4%
☐	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(介護報酬総単位数＋加算)×16.7%

○ 初期加算

- ・ 利用を開始したとき

○ 口腔連携強化加算

- ・ 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合。

○ 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)

- (1) 個別サービス計画について利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、多職種協働により随時適切に見直しを行っていること。
- (2) 地域の病院等に対しサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること。
- (3) 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。
- (4) 地域住民等との連携により地域資源を効果的に活用し利用者の状態に応じた支援を行っていること。

以下、いずれか1つ以上

- (5) 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し地域において世代間交流を行っていること。
- (6) 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会を実施していること。
- (7) 在宅医療・介護連携推進事業等地域支援事業等に参加していること。
- (8) 地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ必要な支援を行っていること。

○ 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)

- ・ (Ⅰ)の(1)(2)に適合すること。

○ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)

- ・ 計画作成責任者がリハビリテーション事業所等、リハビリテーションを実施している医療施設等の医師等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした計画を作成し、計画に基づく介護看護を行ったとき。

○ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)

- ・ リハビリテーション事業所等、リハビリテーションを実施している医療施設等が、居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行することにより医師等と利用者の身体の状態等の評価を協働して行い、かつ生活機能の向上を目的とした計画を作成した場合であって、医師等と連携し計画に基づく介護看護を行ったとき。

○ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)

- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の100分の50以上、且つ専門的な認知症ケアを実施。
- ・ 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置。
- ・ 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催。

○ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)

- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上、且つ専門的な認知症ケアを実施。
- ・ 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置。
- ・ 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催。
- ・ 介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定。

○ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1)(2)(3)(4)のいずれにも適合すること。

○ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1)(2)(3)(5)のいずれにも適合すること。

○ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1)(2)(3)のいずれにも適合すること、(6)(7)(8)のいずれかに該当すること。

- (1) すべての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し研修を実施又は実施を予定していること。
- (2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
- (3) すべての従業者に対し健康診断等を定期的の実施すること。
- (4) 訪問介護員等総数のうち介護福祉士が100分の60以上であること又は勤続年数10年以上の介護福祉士が100分の25であること。
- (5) 訪問介護員等総数のうち介護福祉士が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者が100分の60以上であること。
- (6) 訪問介護員等総数のうち介護福祉士が100分の30以上又は介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、介護職員基礎研修修了者が100分の50以上であること。
- (7) 従業者総数のうち常勤職員が100分の60以上であること。
- (8) 従業者総数のうち勤続7年以上が100分の30以上であること。

○ 介護職員等処遇改善加算

- ・ 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施し、都道府県知事に届け出ている場合。

【減算】

通所介護、通所リハビリテーション又は認知症対応型通所介護を利用している場合	介護度	単位数/月 (※1)	金額/日			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
定期巡回通所利用減算	要介護1	645	6,450円	645円	1,290円	1,935円
	要介護2	715	7,150円	715円	1,430円	2,145円
	要介護3	787	7,870円	787円	1,574円	2,361円
	要介護4	856	8,560円	856円	1,712円	2,568円
	要介護5	926	9,260円	926円	1,852円	2,778円

※1) 当該月に通所等を利用した日数に対して減算となります。

種類	要件	単位数/ 月	減算額/月			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	②事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合	900	9,000円	900円	1,800円	2,700円
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置未実施時	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算				
業務継続計画未策定事業所に対する減算	感染症や非常災害の業務継続計画未策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置未実施時	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算				

【その他の料金】

- ・ 公共交通機関使用時は、実施地域を越えた地点からの交通費は実費
- ・ 車で訪問の場合、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1kmにつき 10円
- ・ キャンセル料

利用日の前日17:00までに事業所へ連絡があった場合	無料
上記以外の場合	無料